

社会福祉法人石鳥谷会役員及び評議員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石鳥谷会役員及び評議員の報酬について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員及び評議員の報酬は、次表のとおりとする。

区分	報酬の額	支給基準
理事長	月額 50,000 円	1 か月の出勤5 日以上
理事長	月額 20,000 円	職員の職務を兼務した場合
常務理事	月額 15,000 円	職員の職務を兼務した場合
理事	日額 10,000 円	理事会等に出席した場合
理事	月額 10,000 円	職員の職務を兼務した場合
監事	日額 10,000 円	監事監査等に出席した場合
評議員	日額 10,000 円	評議員会等に出席した場合

2 理事長の勤務状況は、出勤簿により把握するものとする。また、基準に満たない勤務日数の場合は、月額を基準日数で除した額に、実出勤日数を乗じて得た額を支給する。
第2条の2 法人は、理事が理事会の承認を得て職員の職務を兼務したときは、第2条の報酬とは別に、給与規程に定めるところにより、職員としての給与を支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 月額で報酬を支払う場合は、その月の翌月15日(その日が土曜日、日曜日又は休日のときは、その翌日以降の最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日)に支給する。

2 日額で報酬を支払う場合は、その日に支給する。

3 第1項に係る報酬は、受給者の同意に基づき、本人の指定する本人名義の銀行等の口座に振込支給する。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員の費用弁償については、社会福祉法人石鳥谷会旅費及び費用弁償規程に基づいて支給する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年1月22日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年7月1日から施行する。